

改正

昭和43年4月2日条例第26号

昭和43年10月5日条例第40号

昭和44年12月17日条例第37号

昭和45年1月21日条例第2号

昭和45年3月12日条例第7号

昭和45年6月11日条例第25号

昭和45年9月30日条例第37号

昭和46年3月4日条例第19号

昭和46年3月4日条例第28号

昭和47年3月6日条例第16号

昭和48年6月14日条例第31号

昭和49年3月13日条例第8号

昭和50年5月30日条例第19号

昭和51年3月19日条例第2号

昭和52年3月16日条例第10号

昭和53年2月25日条例第2号

昭和53年4月1日条例第12号

昭和54年3月23日条例第1号

昭和55年9月27日条例第27号

昭和57年3月30日条例第1号

昭和58年9月30日条例第23号

昭和61年3月25日条例第1号

昭和62年3月25日条例第1号

平成5年3月25日条例第1号

平成7年3月24日条例第3号

平成8年6月26日条例第16号

平成10年3月31日条例第2号

平成11年 3 月24日 条例第 5 号

平成12年 3 月30日 条例第 1 号

平成13年 3 月30日 条例第 2 号

平成15年 7 月 3 日 条例第13号

平成15年12月24日 条例第27号

平成16年 3 月26日 条例第 1 号

平成16年 6 月30日 条例第 8 号

平成16年12月22日 条例第13号

平成17年 3 月29日 条例第 2 号

平成18年 3 月28日 条例第 3 号

平成19年 3 月23日 条例第 4 号

平成21年 3 月19日 条例第 1 号

平成25年 6 月24日 条例第20号

平成26年12月25日 条例第19号

平成27年 3 月23日 条例第11号

平成27年12月18日 条例第37号

平成30年 3 月23日 条例第 1 号

平成31年 3 月22日 条例第 1 号

令和元年12月20日 条例第17号

令和 4 年 3 月23日 条例第 2 号

令和 4 年12月28日 条例第16号

令和 5 年 3 月23日 条例第 7 号

館山市附属機関設置条例

(目的)

第 1 条 この条例は、法令に特別の定めあるものを除き、市長の権限に属する事務を処理するための組織について必要な事項を定めることを目的とする。

(附属機関の定義)

第 2 条 附属機関とは地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第138条の 4 第 3 項の規定により設置され市長の諮問に応じて審査又は調査をするための機関をいう。

(設置)

第3条 本市に別表に掲げる附属機関を置き、当該附属機関において担任する事務、組織、委員の構成、定数及び任期は、同表右欄に掲げるとおりとする。

(会長及び副会長)

第4条 会長又は委員長（以下「会長」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長」という。）は、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長が置かれていない附属機関にあつては、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定する者が会長の職務を代理する。

(委員の任命等)

第5条 委員は市長が任命又は委嘱する。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 附属機関の会議は、市長の諮問に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の運営等)

第7条 この条例で定めるもののほか、附属機関の議事及び運営に関し必要な事項は会長が定める。

(特例)

第8条 この条例の規定にかかわらず法第138条の4第3項の規定に基づき設置された館山市特別職報酬等審議会、館山市情報公開・個人情報保護審議会及び館山市情報公開・個人情報保護審査会の設置、組織及び運営については、それぞれ館山市特別職報酬等審議会条例（昭和39年条例第49号）、館山市情報公開条例（平成16年条例第1号）及び館山市情報公開・個人情報保護審査会条例（令和4年条例第16号）に定めるところによる。

(市長への委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 次に掲げる条例は廃止する。

- (1) 館山市畜産奨励委員設置条例（昭和31年条例第28号）
- (2) 館山市水産振興審議会設置条例（昭和40年条例第21号）
- (3) 館山市消防委員会設置条例（昭和40年条例第27号）
- (4) 館山市建設審議会設置条例（昭和41年条例第6号）
- (5) 館山市有財産及び営造物条例（昭和31年条例第26号）
- (6) 館山市清掃事業運営審議会設置条例（昭和39年条例第36号）

（館山市水産振興審議会委員に関する特例）

3 昭和55年10月1日から昭和60年3月31日までの間、別表館山市水産振興審議会の項中

「知識経験者	3人
漁業団体関係者	5人」

とあるのは

「知識経験者	3人
漁業団体関係者	5人
関係金融機関の役職員	1人
水産業改良普及職員	1人」

と読み替えるものとする。

4 昭和55年10月1日以降最初に委嘱される関係金融機関の役職員及び水産業改良普及職員の任期は、別表に規定する任期にかかわらず当該審議会に在任する委員の任期と同様とする。

附 則（昭和43年4月2日条例第26号）

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年10月5日条例第40号）

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。（後略）

附 則（昭和44年12月17日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年1月21日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年3月12日条例第7号）

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年6月11日条例第25号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 館山市豊房育成牧場運営委員会を加える改正については、館山市豊房育成牧場の設置及び管理に関する条例の施行の日から施行する。

附 則（昭和45年 9 月30日条例第37号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和45年10月 1 日から施行する。

附 則（昭和46年 3 月 4 日条例第19号）

この条例は、昭和46年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和46年 3 月 4 日条例第28号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和46年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和47年 3 月 6 日条例第16号）

この条例は、昭和47年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和48年 6 月14日条例第31号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 号表日額報酬表区分欄中公害対策審議会の委員の項の次に次のように加える。

水道事業審議会の委員

附 則（昭和49年 3 月13日条例第 8 号）

この条例は、昭和49年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和50年 5 月30日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

（経過規定）

- 2 この条例の施行の際現にその職にある館山市水道事業審議会の委員（中略）については、この条例の施行の日の前日をもってその職を解かれたものとみなす。

附 則（昭和51年 3 月19日条例第 2 号）

この条例は、昭和51年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和52年 3 月16日条例第10号）

この条例は、昭和52年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和53年 2 月25日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年 4 月 1 日条例第12号抄）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、昭和53年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和54年 3 月23日条例第 1 号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和54年 5 月 1 日から施行する。

（経過規定）

2 この条例により、附属機関の委員の定数が変更されることに伴い新たに附属機関の委員に任命される委員の任期は、それぞれ当該附属機関に在任する委員の任期と同様とする。

附 則（昭和55年 9 月27日条例第27号）

この条例は、昭和55年10月 1 日から施行する。

附 則（昭和57年 3 月30日条例第 1 号）

この条例は、昭和57年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和58年 9 月30日条例第23号抄）

（施行期日）

1 この条例は、昭和58年10月 1 日から施行する。

附 則（昭和61年 3 月25日条例第 1 号）

この条例は、昭和61年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和62年 3 月25日条例第 1 号）

この条例は、昭和62年 5 月 1 日から施行する。ただし、館山市畜産奨励委員会の項の改正規定は、昭和62年 5 月10日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月25日条例第 1 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の館山市附属機関設置条例の規定は、施行日以後に委員の任期の満了する附属機関に適用する。

附 則（平成7年3月24日条例第3号）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成8年6月26日条例第16号）

この条例は、平成8年7月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日条例第2号）

この条例は、平成10年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第8条の改正規定 平成10年10月1日

(2) 別表の改正規定（館山市水道事業審議会の項を削る部分に限る。） 館山市水道事業の設置等に関する条例等を廃止する条例（平成10年条例第15号）の施行の日

附 則（平成11年3月24日条例第5号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月30日条例第1号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日条例第2号）

この条例は、平成13年6月1日から施行する。ただし、別表館山市畜産奨励委員会の項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年7月3日条例第13号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年12月24日条例第27号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(館山市附属機関設置条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 前項の規定による改正前の館山市附属機関設置条例の規定により委嘱された館山市環境審議会の委員は、第23条第5項の規定により委嘱された委員とみなす。この場合において、当該委員の

任期は、同条第7項の規定にかかわらず、平成17年5月31日までとする。

附 則（平成16年3月26日条例第1号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成16年6月30日条例第8号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。ただし、（中略）附則第5項（中略）の規定は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成16年12月22日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。
（非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2号表中

「コーラル会議の委員

を

「コーラル会議の委員
行財政改革委員会の委員
老人ホーム入所判定委員会の委員

に改める。

附 則（平成17年3月29日条例第2号）

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
（非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2号表中

「介護認定審査会の委員

を

「介護認定審査会の委員
障害者介護給付費等審査会の委員

に、

「予防接種担当医

を

「予防接種担当医
予防接種健康被害調査会の委員

に改める。

附 則（平成19年3月23日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2号表中

「国民保護協議会の幹事

を

「国民保護協議会の幹事
館山市次世代育成支援対策推進委員会の委員

に改める。

附 則（平成21年3月19日条例第1号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月24日条例第20号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2号表中「

次世代育成支援対策推進委員会の委員

」を「

子ども・子育て会議の委員

」に改める。

附 則（平成26年12月25日条例第19号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- （非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2号表に次のように加える。

館山市立中学校生徒の自死といじめに関する第三者調査委員会の委員	20,000円以内で市長が定める額
館山市立中学校生徒の自死といじめに関する第三者調査委員会の調査員	20,000円以内で市長が定める額

附 則（平成27年3月23日条例第11号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月18日条例第37号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日条例第1号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- （非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中第12号を第13号とし、第11号の次に次の1号を加える。

(12) 行財政改革委員会の委員

附 則（平成31年3月22日条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表第2号表中館山市立中学校生徒の自死といじめに関する第三者調査委員会の委員の項及び館山市立中学校生徒の自死といじめに関する第三者調査委員会の調査員の項を削る。

附 則（令和元年12月20日条例第17号）

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月23日条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 非常勤の特別職の職員に係る報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中第14号を第15号とし、第13号の次に次の1号を加える。

(14) 地域福祉計画等策定委員会の委員

別表第2号表中子ども・子育て会議の委員の項の次に次のように加える。

地域福祉計画等策定委員会

附 則（令和4年12月28日条例第16号抄）

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（令和5年3月23日条例第7号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条）

附属機関名	担任する事務	組織	委員の構成	定数	任期
-------	--------	----	-------	----	----

館山市畜産奨励委員会	畜産の振興に関する重要事項を調査審議し、これらに関し必要と認める事項を市長に答申し、又は建議すること。	委員長 委員	南部家畜診療所長の職にある者	1人	
			酪農関係者 知識経験者	10人以内	2年
館山市水産振興審議会	水産振興計画を審議し、これらに関する必要な調査を行い市長に答申又は建議すること。	会長 委員	市議会議員 知識経験者 漁業団体関係者	2人 3人 3人	2年
館山市総合計画審議会	館山市総合計画及び館山市まち・ひと・しごと創生総合戦略を審議し、これらの実施に関し必要な調査を行い、市長に答申し、又は建議すること。	会長 副会長 委員	市議会議員 産業関係者 行政関係者 教育関係者 金融関係者 労働関係者 報道関係者 知識経験者	25人以内	2年
館山市消防委員会	消防に関する重要事項を調査審議し、これらに関し必要と認める事項を市長に答申し、又は建議すること。	委員長 副委員長 委員	市議会議員 消防関係者 知識経験者	4人 4人 4人	2年
館山市財産管理審議会	市有財産の取得、管理及び処分等について効率的運用を遂行するために必要な事項を審議し、市長に答申し、又は建議すること。	会長 委員	知識経験者	5人	2年
館山市市営住宅入居選考委	市営住宅入居の公正を図り、入居者の選考について	委員長 委員	知識経験者	5人	2年

員会	審議し、市長に答申し、又は建議すること。				
館山市観光事業審議会	観光事業の振興を図るため観光資源の保護、育成及び開発に関する重要事項を審議し、市長に答申すること。	会長 委員	市議会議員 知識経験者	2人 13人以内	2年
館山市交通対策審議委員会	交通安全に関する重要事項を調査審議し、市長に答申すること。	委員長 委員	市議会議員 知識経験者	2人 6人	2年
館山市名誉市民選考委員会	市名誉市民推薦候補者の選考を行い審議し、市長に答申すること。	委員長 委員	知識経験者	10人以内	2年
館山市農政審議会	農林業の振興計画に関する事項を調査審議し、これらに関し必要と認められる事項を市長に答申し、又は建議すること。	会長 委員	市農業委員会会長の職にある者	1人	
			市議会議員 知識経験者 関係行政機関の職員 農業団体関係者 生産者団体関係者	2人 11人以内	2年
館山市下水道事業審議会	下水道事業の運営に関する重要な事項を調査審議し、市長に答申すること。	会長 副会長 委員	市議会議員 関係行政機関の職員 住民代表 産業関係者	2人 12人以内	2年
館山市コーラル会議	男女共同参画社会の推進に関する事項を調査研究し、市長に答申すること。	会長 委員	学識経験者 住民代表	15人以内	2年
館山市行財政改革委員会	行財政改革実施計画に関する事項を調査審議し、こ	委員長 委員	市議会議員 知識経験者	10人以内	2年

	れらに関し必要と認められる事項を市長に答申し、又は建議すること。		住民代表		
館山市老人ホーム入所判定委員会	老人ホームの入所の可否について審議し、市長に答申すること。	委員長 委員	医師 関係行政機関の職員 老人福祉関係者	5人以内	2年
館山市予防接種健康被害調査会	予防接種により発生した健康被害に関する事項を調査審議し、市長に答申すること。	会長 副会長 委員	医師 関係行政機関の職員 市の職員	2人 1人 1人	2年
館山市障害者介護給付費等審査会	障害者等に係る介護給付費等の支給に関する事項を審査し、市長に答申すること。	会長 委員	知識経験者	10人以内	2年
館山市子ども・子育て会議	館山市次世代育成支援行動計画に関する事項を調査審議するとともに、子ども・子育て支援法第72条第1項各号に掲げる事務を処理し、これらに関し必要と認められる事項を市長に答申し、又は建議すること。	委員長 副委員長 委員	子育てに関する地域団体関係者 保健福祉関係者 企業関係者 教育関係者 知識経験者 住民代表	15人以内	2年
館山市いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項に規定する調査委員会	いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第30条第2項に規定する調査等を行い、市長に答申すること。	委員長 副委員長 委員	知識経験者	1案件につき6人以内	
館山市地域福祉計画等に関する	地域福祉計画等に関する	委員長	市議会議員	25人以内	2年

祉計画等策定 委員会	事項を調査審議し、これら に関し必要と認められる 事項を市長に答申するこ と。	副委員長 委員	保健福祉関係者 地域福祉関係者 住民代表		
---------------	--	------------	----------------------------	--	--